

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてください。

<http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/inside/pdf/image1.pdf>

2016年8月10日に不適合管理会議で確認した不適合事象は、下記のとおりです。
 なお、不適合管理会議で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. G I グレード 1件

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全の観点から見たグレード
1	5号機	大湊側ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンクの点検のための手続きを行っていたところ、当該タンクの定期自主検査の点検周期が労働安全衛生規則に定める点検期限を超過していることを確認した。当該タンクは点検実施済み。当該事象の原因を調査。【2016年8月5日公表済み】 http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/press/pdf/2016/28080501p.pdf 2016年9月30日再審議にてグレード変更 G II → G I (長岡労働基準監督署からは是正勧告書を受領したため)	G III 以下

2. G II グレード 0件

3. G III グレード 5件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	3号機	原子炉建屋屋上(非管理区域)において、資材片付け中の作業員が移動中に転倒し左肘を負傷した。救急車で病院へ搬送し治療(不休)。【2016年8月8日公表済み】 http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/press/pdf/2016/28080801p.pdf	
2	3号機	海水熱交換器建屋において、仮設足場解体中の作業員が足場連結材を落とし、小容量電源盤母線設置装置の電圧計カバーを破損させたことを確認した。当該カバーを点検・修理。	
3	3号機	タービン補機冷却海水系ポンプ(C)の点検時、ベースレベル(ポンプの傾き)が管理値を超えていることを確認した。当該事象の原因を調査し修理。	
4	5号機	パー回転式取水口除塵装置(D)の点検時、本体フレームのベース溶接部に破損を確認した。当該部を修理。	
5	7号機	原子炉建屋とタービン建屋との連絡通路(管理区域)にある水密扉が開いたままであることを示す警報が発生し、扉開閉位置検出スイッチの動作不良を確認した。当該スイッチを点検・修理。	